

営繕系工事における「週休2日工事」の実施要領の改定について (お知らせ)

本市では、建設現場における休日確保等の働き方改革に向けた取組の一環として、「週休2日工事」を実施していますが、令和8年1月1日から「下松市営繕系工事における「週休2日工事」の実施要領」を下記のとおり改定します。

記

1 改定概要

- ・国が定める週休2日工事の補正值へ改定
- ・完全週休2日（土日）の取組を開始

2 週休2日工事とは

- ・完全週休2日（土日）工事とは、対象期間の全ての週において、原則※として土曜日及び日曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行う工事
 - ※土曜日及び日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注間で協議の上、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定
- ・月単位の週休2日工事とは、対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行う工事
- ・通期の週休2日工事とは、対象期間において4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行う工事

3 対象工事

下松市が「完全週休2日（土日）I型又はII型の対象工事」として発注する営繕系工事に適用します。

4 対象工事である旨の明示

現場説明書に「完全週休2日（土日）I型又はII型の対象工事」である旨を明示します。

5 適用基準日

令和8年1月1日以降に入札公告又は指名通知する工事に適用します。

6 その他

「下松市営繕系工事における「週休2日工事」の実施要領」は以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www.city.kudamatsu.lg.jp/keiyaku/youkou.html>（入札契約に係る要綱・要領等のページのURL）